

令和6年度 相談支援従事者初任者研修についてのQA

Q1 相談支援専門員として従事予定である者が、
相談支援従事者初任者研修を受けるための実務経験を確認したい

相談支援従事者研修初任者研修（7日間日程）は、申込の時点では「配置のための実務経験を満たす見込みである方」という募集の仕方をしており、当課で申込時に実務経験証明書の提出による確認はしていません。

配置（届出）のための実務経験については、研修実施要綱のP7御覧いただき、問い合わせください。

Q2 相談支援従事者初任者研修受講以降、翌年度を1年目として5年以内に相談支援従事者現任研修未受講の場合、相談支援専門員として従事するためには、相談支援従事者初任者研修を再受講か

ご推察のとおりです。

Q3 サービス管理責任者等配置するために必要な研修は何か

静岡県で受講する場合は、

①相談支援従事者初任者研修 2日間課程

②サービス管理責任者等基礎研修

〈基礎研修修了後 実務経験 原則2年 詳しくはサービス管理責任者等実践研修実施要綱を御覧ください〉

③サービス管理責任者等実践研修

の3つの研修を順番に受講が必要となり、その後配置を継続するには、サービス管理責任者等更新研修の受講が必要です。

Q4 過去に相談支援従事者初任者研修（7日間課程）を受講したことがある
サービス管理責任者等に配置する場合は、もう一度相談支援従事者初任者研修（2日間課程）を受講する必要があるのか

不要です。なお、今年度「相談支援事業に従事しようとする方」として7日間課程に申込みをした方は、今年度のサービス管理責任者等基礎研修は原則受講できません。

Q5 「サービス管理責任者等に配置するための研修」を受けるための実務経験が足りているか確認したい

研修受講に関する実務経験は、掲載されている実務経験等（別紙3、別紙4）にてご確認ください。

個別の実務経験に関する受講の可否についての電話や直接来庁いただいで問い合わせは、トラブル防止のためお答えしかねます。別紙3、別紙4を参照のうえ、メールにてご質問ください。

Q6 自分の業務が「サービス管理責任者等に配置するための研修」申込のための実務経験になるか否か判断してもらいたい

当課で判断はしておりません。別紙3、別紙4を御覧いただき、事務経験証明書の証明者の方が御判断いただきますよう、お願いいたします。

なお、配置（届出）の際の実務経験の確認については、研修実施要綱のP7を御覧いただき、問い合わせください。

Q7 相談支援従事者初任者研修2日間課程受講に必要な実務経験証明書は別の様式でも構わないか

受理はしますが、必要事項が足りなかった場合、受講決定ができないことがあることを御承知おきください。

Q8 相談支援従事者初任者研修2日間課程受講に必要な実務経験について、非常勤勤務の1年及び1日の考え方を教えて欲しい

研修受講の場合は、非常勤勤務は1年を180日で換算します。

また、1日の考え方は事業所毎の就業規則によります。

ただし、配置（届出）の所管課と換算が異なる場合があるため、確認することをおすすめします。配置（届出）の際の実務経験の確認については、研修実施要綱のP7を御覧いただき、問い合わせください。

Q9 実務経験は複数事業所で合算は可能か

可能です。

Q10 平成30年度までにサビ管等に配置するために研修を修了していたがサービス管理責任者更新研修を令和5年度までに受講していなかった場合、もう一度配置のために必要な研修は何か

サービス管理責任者等実践研修の受講が必要です。

Q11 令和3年度までのサービス管理責任者等基礎研修修了後、サービス管理責任者等実践研修を受講しておらず、「みなし配置期間」が過ぎてしまった。配置のために必要な研修は何か

サービス管理責任者等実践研修の受講が必要です。「みなし配置」は経過措置のため、サービス管理責任者等として従事するのは上記研修の受講が必要です。

Q12 実務経験証明書を直接持参してもよいか

要綱に定めているとおり、郵送で御提出ください。

Q13 質問がある場合はどうすればよいか

募集期間中は問い合わせが集中します。

順番に回答させていただきたいため、メールでお問い合わせください。

【研修名+質問について】と件名に記載いただき、本文に質問内容、所属、担当者名を記載いただきメールにて御質問ください。返答には数日いただく可能性もありますのでお時間に余裕をもって御質問ください。

【問い合わせ先】

静岡県障害者政策課障害者政策班

メール shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp